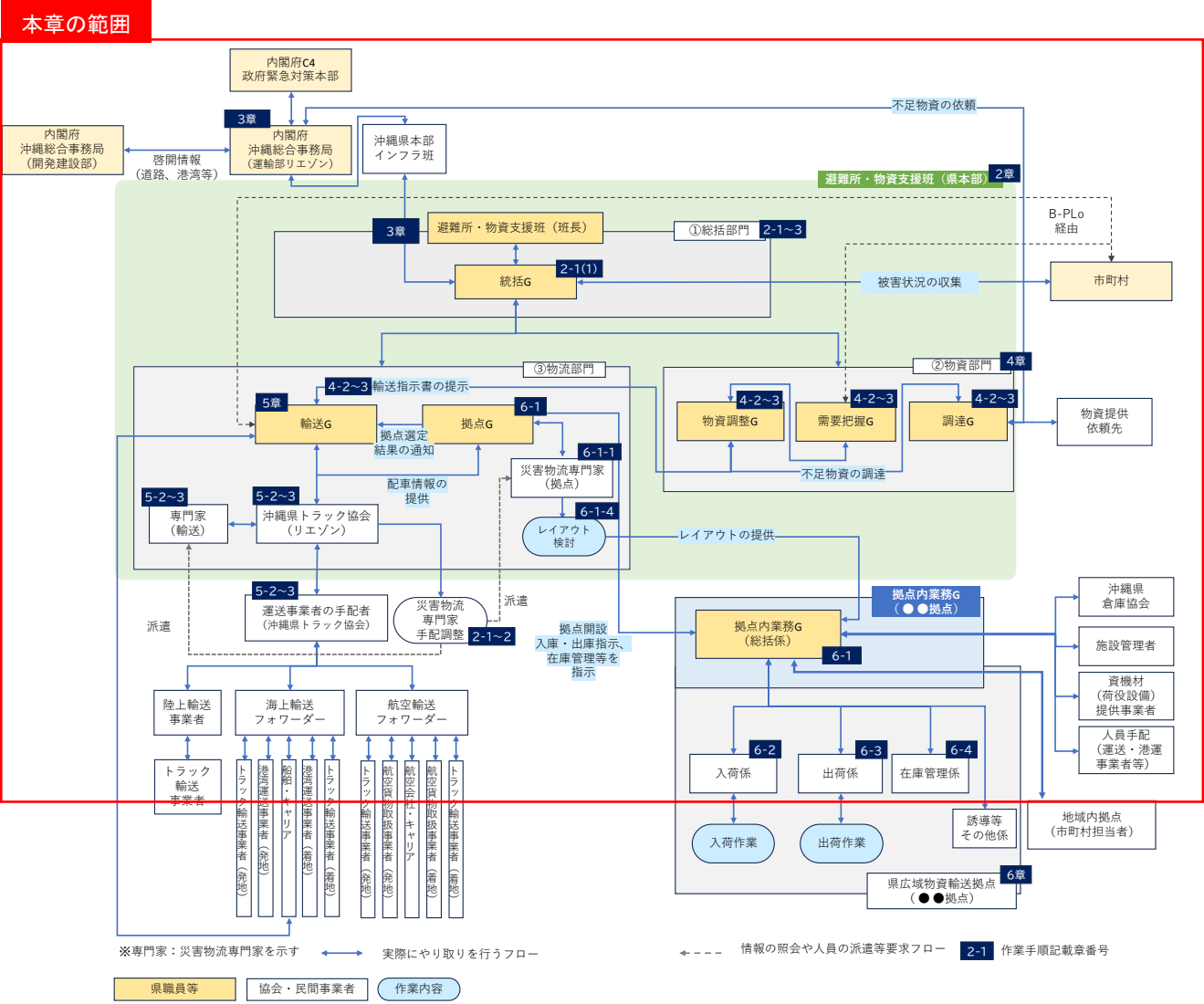


第3章 情報収集

全体フロー図における、情報収集に関する対象フローは、図表 3－0－1 のとおり。

図表 3－0－1 情報収集における対象フロー



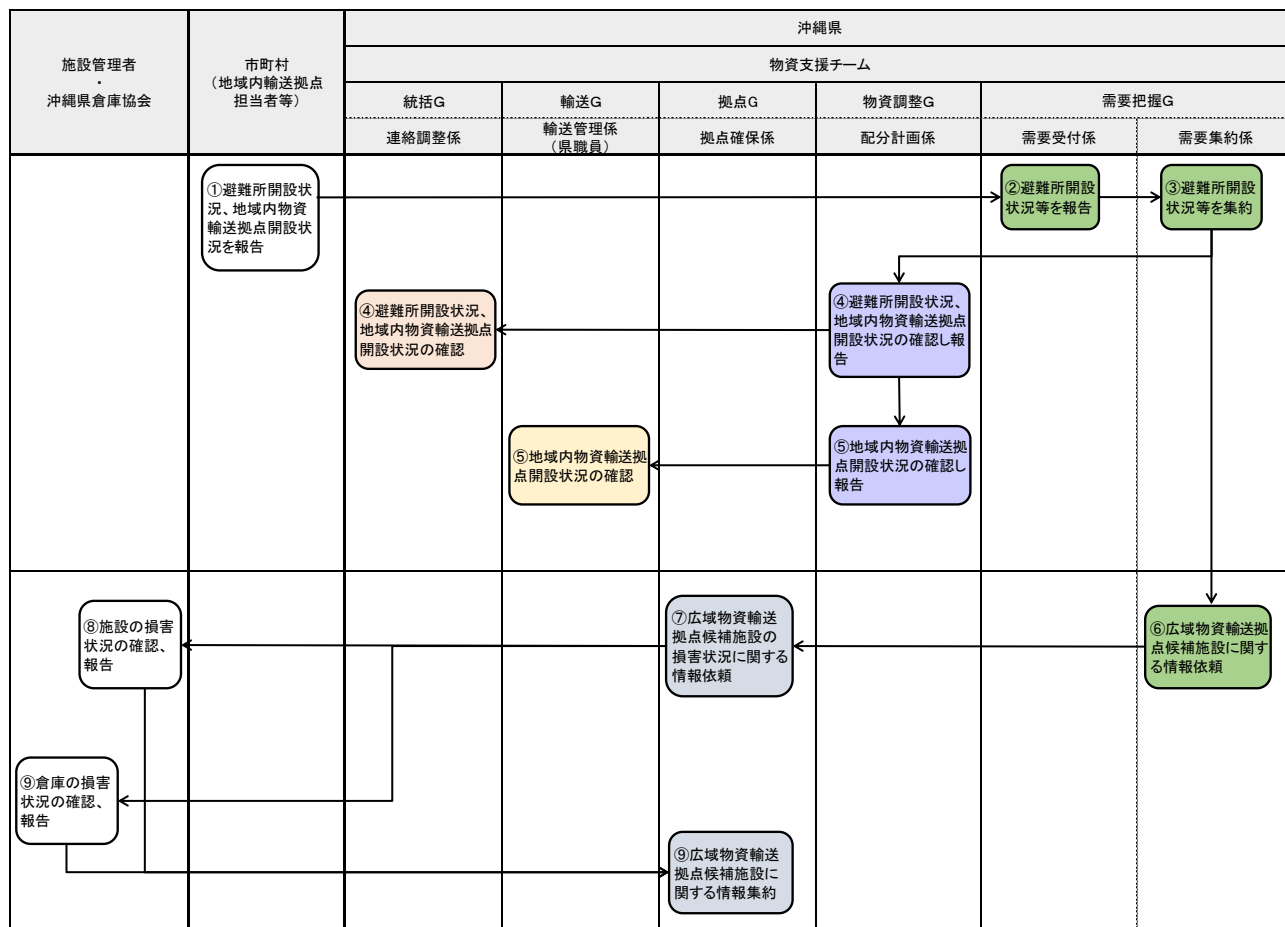
3-1 避難所・市町村地域内輸送拠点に関する情報収集

避難所・市町村地域内輸送拠点の開設状況に関する情報収集における役割分担は、以下のとおり。

避難所・市町村地域内輸送拠点の開設状況に関する情報収集における業務フローは図表 3-1-1、チェックリストは図表 3-1-2 のとおり。

誰が	何を
需要把握 G の需要受付係	避難所・市町村地域内輸送拠点の開設状況を収集する。
需要把握 G の需要集約係	避難所・市町村地域内輸送拠点の開設状況を集約し、物資調整 G の配分計画係に報告する。
物資調整 G の配分計画係	避難所開設状況、地域内物資輸送拠点開設状況を確認し、総括 G の連絡調整係、並びに輸送 G の輸送管理係に報告する。

図表 3－1－1 避難所・市町村地域内輸送拠点並びに県広域物資輸送拠点に関する業務フロー



図表 3-1-2 避難所・市町村地域内輸送拠点並びに県広域物資輸送拠点の情報収集に関する
チェックリスト

チェック 欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 （注4）	使用媒体	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・ 個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・ 個人等					
☐	1	市町村				県本部	物資支援 チーム	需要把握 G	需要受付係	避難所開設状況、地域内物資輸送 拠点開設状況を確認し報告	3-1 p.18~22	p.4-21~23	B-PLo使用	コンタクトリスト 資料3
☐	2	県本部	物資支援 チーム	需要把握 G	需要受付係	県本部	物資支援 チーム	需要把握 G	需要集約係	避難所開設状況等を集約	3-1 p.18~22	p.4-21~23	B-PLo使用	
☐	3	県本部	物資支援 チーム	需要把握 G	需要集約係	県本部	物資支援 チーム	物資調整 G	配分計画係	避難所開設状況、地域内物資輸送 拠点開設状況の報告	3-1 p.18~22	p.4-21~23	B-PLo使用	
☐	4	県本部	物資支援 チーム	物資調整 G	配分計画係	県本部	物資支援 チーム	統括 G	連絡調整係	避難所開設状況、地域内物資輸送 拠点開設状況の確認し報告	3-1 p.18~22			
☐	5	県本部	物資支援 チーム	物資調整 G	配分計画係	県本部	物資支援 チーム	輸送 G	輸送管理係	地域内物資輸送拠点開設状況の確 認し報告	3-1 p.18~22	p.4-21~23	B-PLo使用	
☐	6	県本部	物資支援 チーム	需要把握 G	需要集約係	県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）	広域物資輸送拠点候補施設に関す る情報依頼	3-1、3-2 p.18~24			
☐	7	県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）	施設管理者				広域物資輸送拠点候補施設の損害 状況の確認を依頼	3-2 p.23~24			
☐	7	県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）	沖縄県 倉庫協会				営業倉庫の損害状況の確認を依頼	3-2 p.23~24			
☐	8	施設管理者				県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）	施設の損害状況の確認、報告	3-2 p.23~24			
☐	9	施設管理者				県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）	施設の損害状況の確認、報告	3-2 p.23~24			
☐	10	県本部	物資支援 チーム	拠点 G	拠点確保係 （県職員）					広域物資輸送拠点候補施設に関す る情報集約	3-2 p.23~24			

注1）Gはグループの略

注2）「専門家」は「災害物流専門家」の略

注3）「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注4）B-PLo マニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

（1）B-PLo が使用できる場合・使用できない場合共通

- ・市町村の被害が大きく、電話の不通等によって連絡手段が喪失した場合には、当該地域の地方本部職員が直接訪問する等により情報を収集する。
- ・協定を締結している企業・団体等において、この直接訪問による情報収集能力が優れていると思われるもの（沖縄トライアル協会等は内閣府沖縄総合事務局開発建設部リエゾン経由にて）に依頼することも検討する。

（2）B-PLo が使用できる場合

1）避難所開設状況に関する情報収集及び地方本部共有

避難所開設状況に関する情報収集を B-PLo を使用して行う場合の手順は、図表 3-1-3 のとおり。以下、B-PLo マニュアルに関する記載事項については、「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第 1.02 版を参照し取りまとめている。B-PLo マニュアル参照先は、ページ番号を示している。

図表 3-1-3 B-PLo を使用した避難所開設状況についての情報収集に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「拠点管理」をクリック	4-21
②	「避難所開設状況」ボタンをクリック	4-21
③	市町村別の避難所開設数等のリストが表示	4-21
④	対象市町村の右にある「詳細」をクリック	4-21
⑤	対象市町村の避難所のリストが表示	4-21

- ① トップメニューで「拠点管理」をクリックして選択する。
- ② 表示された「拠点管理」画面においては、「避難所開設状況」と「物資拠点開設状況」の2つのボタンが表示されるが、このうち「避難所開設状況」をクリックする。
- ③ 市町村別の避難所開設数等のリストが表示される。
- ④ 同画面において、避難所開設状況を確認したい市町村の右にある「詳細」ボタンをクリックする。
- ⑤ 対象市町村の避難所のリストが表示される。

2) 市町村地域内輸送拠点の開設状況に関する情報収集

市町村の地域内輸送拠点の開設状況に関する情報収集を B-PLo を使用して行う場合の手順は図表 3-1-4 のとおり。

図表 3-1-4 B-PLo を使用した物資拠点開設状況についての情報収集に関する手順

順番	操作内容・画面表示	B-PLo マニュアル 参照先
①	トップメニューで「拠点管理」をクリック	4-23
②	「物資拠点開設状況」ボタンをクリック	4-23
③	県内の物資拠点の所在地等のリストが表示	4-23
④	対象物資拠点の右にある「詳細」をクリック	4-23
⑤	「物資拠点開設状況詳細」画面が表示	4-23
⑥	対象物資拠点のライフライン回復状況等のリストが表示	4-18

- ① トップメニューで「拠点管理」をクリックして選択する。
- ② 表示された「拠点管理」画面においては、「避難所開設状況」と「物資拠点開設状況」の2つのボタンが表示されるが、このうち「物資拠点開設状況」をクリックする。
- ③ 県内の物資拠点の所在地等のリストが表示される。
- ④ 対象物資拠点の右にある「詳細」をクリックする。
- ⑤ 「物資拠点開設状況詳細」画面が表示される。
- ⑥ 対象物資拠点のライフライン回復状況等のリストが表示される。

3-2 県広域物資輸送拠点に関する情報収集及び各地方本部への共有

県広域物資輸送拠点候補に関する情報収集における役割分担は、以下のとおり。

誰が	何を
需要把握 G の需要集約係	避難所・市町村地域内輸送拠点の開設状況を提供する。 県広域物資輸送拠点に関する情報収集を依頼する。
拠点 G の拠点確保係	広域物資輸送拠点候補施設の損害状況の確認を依頼し集約する。

県広域物資輸送拠点候補に関する情報収集の業務フローは図表 3-1-1 および、チェックリストは図表 3-1-2 のとおり。

拠点 G 拠点確保係が、発災後可能な限り迅速に、県広域拠点候補施設の被害状況（施設への直接被害及び電気、水道、道路の途絶による間接的な影響）、備え付けしている資機材に関する情報は様式（資料 2．資料図表 2-1-10）を用いて図表 3-2-1 のように収集する。

これらの情報の収集においては、本マニュアル県広域物資輸送拠点候補施設リスト（資料 2．拠点候補施設リスト）を活用する。

なお、**情報収集に際しては必ず基本方針 1-2、同 6-1-1～6-1-3 を一読すること**

図表 3－2－1 県広域物資輸送拠点に関する情報収集及び各地方本部共有

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
県広域物資輸送 拠点候補施設の 被害状況の把握	拠点 G の 拠点確保 係	・ 「資料 2. 拠点候補施設リスト」の基礎情報 施設評価の高評価施設を基本に津波等の影響範囲を踏まえて、施設管理者から被災（津波のほか揺れによる躯体・設備の破損）状況、備え付けの資器材に関する情報等を様式（資料 2. 資料図表 2－1－10）により収集する（メール・FAX を使用）。 ・ 県広域物資輸送拠点候補の周辺部で被害が大きく、電話の不通等によって連絡手段が喪失した場合には、当該地域の地方本部職員が、直接、訪問する等により情報を収集する。 ・ 資料 2. 拠点候補施設リスト及び 6-1 も合わせて参照。
代替拠点候補施設 に関する情報収集 ①	拠点 G の 拠点確保 係	・ 拠点候補施設に掲載されている施設が、いずれも被害が大きく、その拠点としての使用が困難と判断された場合実施。 ・ 営業倉庫については、沖縄県倉庫協会に確認する。 ※具体的な連絡先は資料 3. コンタクトリストを参照されたい。
代替拠点候補施設 に関する情報収集 ②	拠点 G の 拠点確保 係	・ 拠点としてのスペックが高いものの、津波浸水エリアに立地するために拠点候補施設に掲載されていない施設（例：沿岸部に立地するコンベンションセンター等）について、その被害状況、使用可能性等に関する情報を収集する。
代替拠点候補施設 の選定	拠点 G の 拠点確保 係	・ 代替拠点候補施設に関する情報を収集し、その使用可能性について検討する。 ・ 物資拠点としてのスペック（床荷重、バース数等）が高い施設を優先して選定する。

3-3 道路状況に関する情報収集

3-3-1 道路損壊状況に関する情報収集

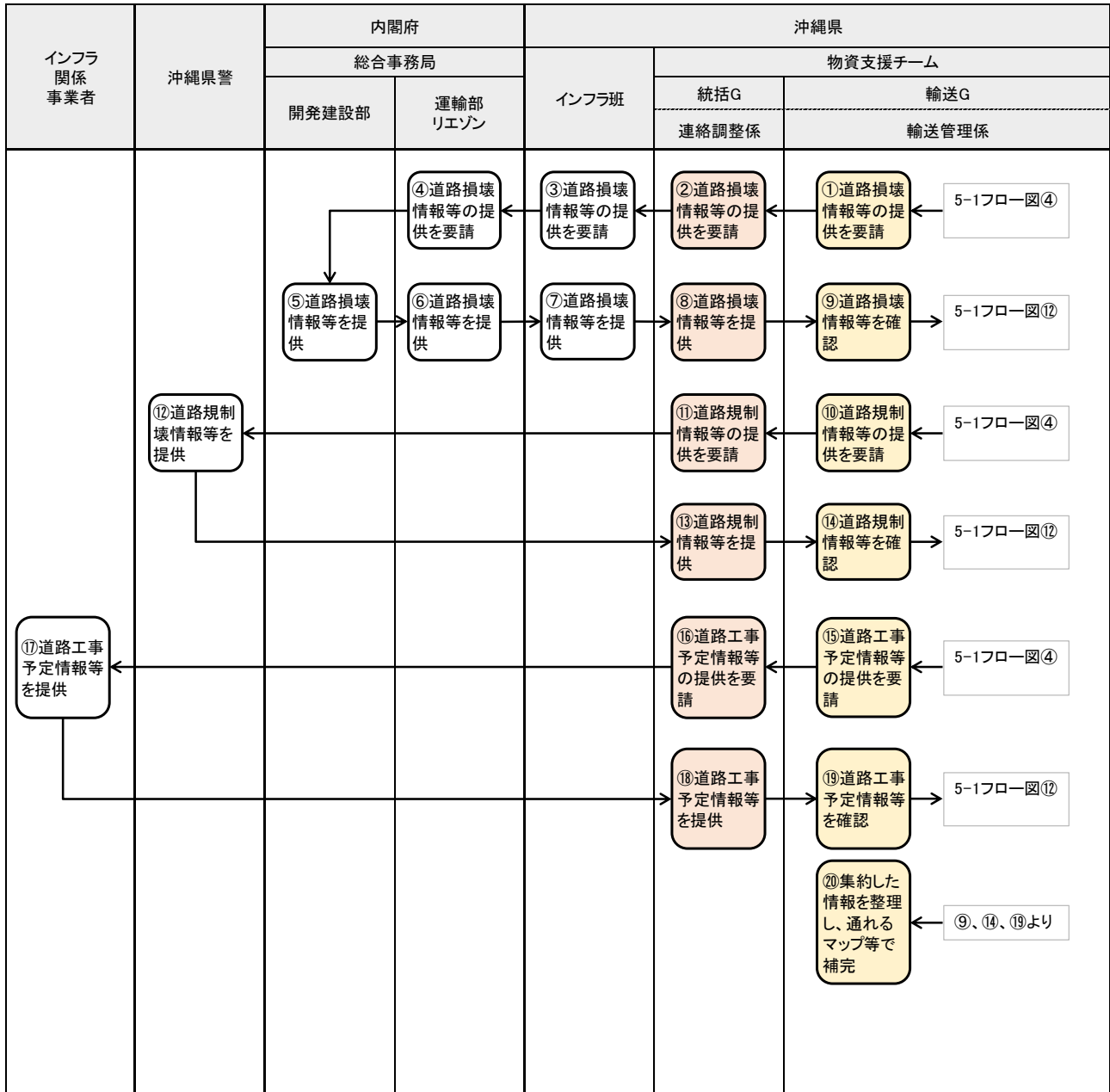
大規模災害時には、通行不能箇所に関する情報が一元化されていないため、県災害対策本部インフラ班において、内閣府沖縄総合事務局の開発建設部等からの情報及び道路関係機関である警察、道路でインフラ復旧工事を行う事業者等に個別に確認した情報を集約し、地図等に表示する。また、補足情報として、「通れるマップ」、「Spectee」等のサービスを活用する（図表 3-3-1）。収集した情報は、必要に応じて、災害物流専門家や、沖縄県の支援物資物流に関する業務の委託事業者等と共有する。

道路の損壊状況に関する情報収集の業務フローは図表 3-3-2、チェックリストは図表 3-3-3 のとおり。

図表 3-3-1 道路損壊状況に関する情報収集の項目

実施事項	実施者	詳細内容
道路の損壊状況に関する情報	輸送 G の輸送管理係	・ 内閣府沖縄総合事務局経由で国道および農業用道路の道路の損傷上について道路管理者に確認する。
Spectee 等その他情報収集	輸送 G の輸送管理係	・ 気象庁・Lアラートとの連携によって収集できる情報、国土交通省・自治体等が保有する道路・河川等カメラ映像を確認する。 ・ 情報の真偽に注意しながら、SNS 投稿からの情報収集も行う。
通行可能実績データの収集	輸送 G の輸送管理係	・ トヨタ車の運行データ等を AI によって分析した結果を地図上に示す等の機能を保有するシステムを活用する。 ・ URL：災害時に当該サイトが立ち上げられた際に確認する。
「大型車通行不可」情報の収集	輸送 G の輸送管理係	・ 配車においては、道路の通行不能箇所情報について、車両サイズ別の規制状況も把握するよう努める。 ・ トラックメーカー HP を確認する（トラックメーカーが大型車のみの通れるマップを立ち上げた事例あり）。
「通れるマップ」・「道路復旧見える化マップ」	輸送 G の輸送管理係	・ 国土交通省等で作成されるマップを参考にする。 ・ URL：災害時に当該サイトが立ち上げられた際に確認する。

図表 3-3-2 インフラ班等の情報収集に関する業務フロー



注1)「G」は「グループ」の略称

図表３－３－３ インフラ班等の情報収集に関するチェックリスト

チェック欄	連番	担当（誰が）				連絡調整先（誰に）				活動内容（何を行う）	掲載ページ	B-PLo マニュアル ページ番号 注４）	使用媒体	連絡先掲載資料
		組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等	組織（大）	組織（中）	組織（小）	小集団・個人等					
☐	1	県本部	物資支援チーム	統括 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路損壊情報等の提供を要請	3-3-1 p.25~27			コンタクトリスト 資料3
☐	2	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	県本部	インフラ班			道路損壊情報等の提供を要請	3-3-1 p.25~27			コンタクトリスト 資料3
☐	3	県本部	インフラ班			内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	道路損壊情報等の提供を要請	3-3-1 p.25~27			コンタクトリスト 資料3
☐	4	内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	内閣府	沖縄総合事務局	開発建設部		道路損壊情報等の提供を要請	3-3-1 p.25~27			コンタクトリスト 資料3
☐	5	内閣府	沖縄総合事務局	開発建設部		内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	道路損壊情報等を提供	3-3-1 p.25~27			
☐	6	内閣府	沖縄総合事務局	運輸部	リエゾン	県本部	インフラ班			道路損壊情報等を提供	3-3-1 p.25~27			
☐	7	県本部	インフラ班			県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路損壊情報等を提供	3-3-1 p.25~27			
☐	8	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	道路損壊情報等を提供	3-3-1 p.25~27			
☐	9	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係					道路損壊情報等を確認	3-3-1 p.25~27			
☐	10	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路規制情報等の提供を要請	3-3-2 p.28			コンタクトリスト 資料3
☐	11	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	沖縄県警				道路規制情報等の提供を要請	3-3-2 p.28			コンタクトリスト 資料3
☐	12	沖縄県警				県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路規制情報等を提供	3-3-2 p.28			
☐	13	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	道路規制情報等を提供	3-3-2 p.28			
☐	14	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係					道路規制情報等を確認	3-3-2 p.28			
☐	15	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路工事予定情報等の提供を要請	3-3-3 p.29			コンタクトリスト 資料3
☐	16	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	インフラ 関係事業者				道路工事予定情報等を提供	3-3-3 p.29			コンタクトリスト 資料3
☐	17	インフラ 関係事業者				県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	道路工事予定情報等を提供	3-3-3 p.29			
☐	18	県本部	物資支援チーム	統括 G	連絡調整係	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係	道路工事予定情報等の提供を要請	3-3-3 p.29			
☐	19	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係					道路工事予定情報等を確認	3-3-3 p.29			
☐	20	県本部	物資支援チーム	輸送 G	輸送管理係					集約した情報を整理し、「通れるマップ」等で補完	3-3-3 p.29			

注１） G はグループの略

注２） 「専門家」は「災害物流専門家」の略

注３） 「トラック協会」は「公益社団法人沖縄県トラック協会」の略

注４） B-PLo マニュアル：「新物資システム（B-PLo）運用及び操作説明書（都道府県向け）」第1.02版

情報収集に関する手順は、図表３－３－３とおり。また、その骨子は以下のとおり。

- ① 輸送Gの輸送管理係は、道路損壊情報等について、統括Gの連絡調整係を窓口として、インフラ班から情報を収集する。インフラ班は、内閣府沖縄総合事務局情報運輸部のリエゾンから情報を収集する。
- ② 物資支援Gの輸送管理係は、統括Gの連絡調整係を窓口として、道路規制情報等については沖縄県警から、道路工事予定情報等はインフラ関係事業者からそれぞれ収集する。
- ③ 輸送Gの輸送管理係は、上記で収集した情報を集約・整理し、通れるマップ等で補完する。

3-3-2 交通規制状況に関する情報収集

道路の規制状況の情報収集は、図表 3-3-4 のとおり実施する。

図表 3-3-4 交通規制状況に関する情報収集の項目

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
交通規制区間等の 交通規制に関する 情報を収集	輸送 G の 輸送管理 係	交通規制が実施された場合、その区間では、物資輸送を目的とした車両も通行禁止対象となるため県本部の警察本部リエゾンを通して沖縄県警の交通規制課へ 1 回/日程度確認する
標章と証明書の 交付	本部活動 支援班	- 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部、警察署）や知事（知事公室消防防災対策課（窓口：知事公室連絡調整員））を通じて申出を行う。 - 上記窓口に、緊急通行車両確認申出書とその添付資料を提出し、緊急通行車両としての確認後、標章と証明書が交付されるのでこれを沖縄県トラック協会及び各輸送会社を經由してトラックに配布する。この標章等を車両に掲示することで規制区間を通行可能となる。 - 申出者：指定行政機関、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者、災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

3-3-3 道路啓開に関する情報収集

道路の規制状況の情報収集は、図表 3-3-5 のとおり実施する。

図表 3-3-5 道路損壊状況に関する情報収集の項目

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
道路啓開に関する 情報収集	輸送 G の 輸送管理 係	- 統括 G の連絡調整係を經由してインフラ班に問い合わせる。 - 内閣府沖縄総合事務局開発建設部リエゾンから、道路啓開状況の現状、道路啓開計画の進捗見通しに関する情報を収集する。 - 開発建設部リエゾンが道路啓開計画に基づき提供する。 1 回/日程度、情報を更新する。

3-4 物流結節点に関する情報収集

3-4-1 県内港湾に関する情報収集及び地方本部との共有

港湾の損害状況等に関する情報収集は、図表 3-4-1 により実施する。

図表 3-4-1 県内港湾に関する情報収集及び地方本部との共有

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
港湾の被害状況に関する情報	輸送 G の輸送管理係	・ 統括 G の連絡調整係を経由して、インフラ班、大阪航空局リエゾン、場合によっては内閣府沖縄総合事務局運輸部リエゾンに確認する。 ・ 那覇港、中城港、本部港、平良港、石垣港など湾岸壁の損壊に係る情報に加えて、栈橋、資機材（荷積み用・港湾倉庫への輸送用）、港湾倉庫（設置されている場合）の被害情報等を収集し、地方本部と共有する。 ・ 発災後の可能な限り早い段階で、港湾の管理者等（管理者及び港湾事務所）への連絡・調整体制を構築し、県内港湾の被害状況等に関する情報を円滑に収集できるようにする。 ・ 具体的には、沖縄県の港湾課等を通じて、連絡・調整を行う。 ※連絡調整先は、図表 3-4-2 のとおり。

図表 3-4-2 県内港湾に関する情報収集及び地方本部との共有

機関名	主な役割	電話番号
沖縄総合事務局 運輸部 港湾課	港湾の管理・被害状況の把握	～～～
沖縄県 土木建築部 港湾課	県管理港湾の被害状況確認	～～～
那覇港管理組合	那覇港の運営・被害情報提供	～～～
石垣港運営管理事務所	石垣港の管理・被害状況確認	～～～
平良港運営管理事務所	宮古島市平良港の管理・被害状況確認	～～～
本部港運営管理事務所	本部港の管理・被害状況確認	～～～

3-4-2 県内空港に関する情報収集及び地方本部との共有

県内空港に関する情報収集は、図表 3-4-3 により実施する。

図表 3-4-3 県内空港に関する情報収集及び地方本部との共有

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
空港の被害状況に関する情報	輸送 G の輸送管理係	統括 G の連絡調整係を経由して、インフラ班、大阪航空局リエゾン、場合によっては内閣府沖縄総合事務局運輸部リエゾンに確認する。 ※連絡調整先は、図表 3-4-4 のとおり。

図表 3-4-4 県内空港に関する情報収集先

空港名	管理・運営組織	連絡先
那覇空港	国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所	～～～
宮古空港	沖縄県 宮古空港管理事務所	～～～
石垣空港	沖縄県 石垣空港管理事務所	～～～
与那国空港	沖縄県 与那国空港管理事務所	～～～
多良間空港	沖縄県 多良間空港管理事務所	～～～
久米島空港	沖縄県 久米島空港管理事務所	～～～
北大東空港	沖縄県 北大東空港管理事務所	～～～
南大東空港	沖縄県 南大東空港管理事務所	～～～

3-4-3 燃料確保に関する情報

燃料確保に関する情報収集は、図表 3-4-5 のとおり。

図表 3-4-5 燃料確保に関する情報収集の項目

実 施 事 項	実施者	詳 細 内 容
燃料確保に関する 情報	輸送 G の 輸送管理 係	燃料確保可能性を確認する ① 輸送委託先の民間物流事業者近隣の SS（サービスステーション：一般に「ガソリンスタンド」等と呼称される燃料供給施設）から十分な燃料が提供されず、燃料確保が困難になった場合、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業共同組合等にインタンクの使用が可能な SS とその保管燃料の量等を発地、着地について収集する。 ※その際ポンプの使用可否についても確認する ② 自家発電設備や大型タンク等を備えた中核 SS の稼働状況を内閣府沖縄総合事務局運輸部のリエゾンを経由して、同事務局の経済産業部に確認する。 ③ 支援物資輸送を担当する物流事業者と共有する。 ※具体的な連絡先は資料 3. コンタクトリストを参照。

3-5 連絡手段の確保

災害時には、携帯・固定電話が不通になるなど、連絡手段の確保が困難となりやすいため、図表 3-5-1 に示した情報を参考として、連絡手段を確保する。

図表 3-5-1 災害時における連絡手段

連絡手段	内容
①メール	・ 携帯電話において音声通話が普通となった場合でも、メール、ショートメッセージのテキストベースによる連絡手段が有効。
②電話	・ 災害時優先電話の活用可能性が高い。
③FAX	・ インターネット FAX、自治体の防災情報 FAX サービスは活用可能性が高い。
④スマートフォン用通信アプリケーション	・ 携帯電話不通時でもスマートフォンのテキスト通信アプリ（LINE 等）の活用可能性が高い。
⑤スターリンク	・ SpaceX の Starlink 衛星と直接通信でき、インターネット回線に接続可能となる（知事公室消防防災対策課に配備）。
⑥スターリンク携帯	・ 携帯電話の使用が不可能なエリアでも、テキストメッセージや一部メッセージアプリが利用可能。主に KDDI が提供する au Starlink Direct サービスを指す。（2026 年 1 月現在）
⑦無線	・ 無線は、災害時の利用可能性が高く、特定小電力トランシーバーならば、免許が不要。 ・ 一度に多数の相手に連絡可能であるため、物資拠点において、複数の相手に同時に連絡できる。 ※具体的な調達連絡先は、資料 3. コンタクトリストを参照されたい。
⑧自転車・バイク	・ 災害時に電話が使用不能になった際の有効な連絡手段は直接会いに行くための手段として、自転車・バイク等の利便性が高かった。 ・ オフロードバイクは自転車以上に、連絡時間・労力等を削減でき有効。 ※具体的な調達連絡先は、資料 3. コンタクトリストを参照。